

産量と水産資源との関係に関する調査研究を進める。また、必要に応じて、下水処理水質の能動的管理に関する調査研究を行う。

(ウ) その他海域の環境に関する調査研究

沿岸域の生態系について底生生物の群集構造や気候変動が及ぼす影響等の基礎的情報に関する調査研究を進める。また、海域の直接浄化や干潟等の造成手法の確立、酸処理剤由来の有機酸等のモニタリング等の調査研究を進める。

(エ) その他海域の環境に関する調査研究

海域の直接浄化及び干潟等の造成手法の確立等に関する調査を進める。また、沿岸域の生態系に関する基礎的情報に関する調査研究を行う。

(オ) その他水産資源に関する調査研究

漁場環境監視体制の確立を進めるとともに、主要魚種等について再生産の場等の科学的知見の基礎となる調査のほか、二枚貝の着底機構や着底後の減耗要因、二枚貝の広域的な母貝集団ネットワークの形成、魚類等の再生産機構等に関する調査研究を進める。

(カ) その他水産資源に関する調査

漁場環境監視体制の確立を進めるとともに、主要魚種等について科学的知見の基礎となる調査を行う。また、安定的に高品質なノリを生産するための品種改良技術等を開発する。

○農林水産省告示第九百九十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三条第一項の規定に基づき、昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の一部を次のように改正し、同法第三条第二項の規定に基づき、公告する。

平成三十年九月五日

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

農林水産大臣 齋藤 健

改正後		改正前	
<p>一 〇三 (略)</p> <p>四 有機質肥料（動植物質のものに限る。）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 登録の有効期間が三年であるもの</p>	<p>肥料の種類</p> <p>魚廃物加工肥料（魚荒、いか内臓その他の魚廃物を泥炭その他の動植物に由来する吸着原料に吸着させたものをいう。）</p>	<p>含有すべき主成分の最小量（％）</p> <p>(略)</p>	<p>含有を許される有害成分の最大量（％）</p> <p>(略)</p>
	<p>その他の制限事項</p> <p>(略)</p>	<p>含有を許される有害成分の最大量（％）</p> <p>(略)</p>	<p>その他の制限事項</p> <p>(略)</p>
<p>食品残さ加工肥料（食品由来の有機質物（食品加工場等における食品の製造、加工又は調理の過程で発生した食用に供することができない残さを除く。）を加</p>	<p>一 窒素全量</p> <p>二 加里全量</p> <p>一・〇</p> <p>二 窒素全量及び加里全量のほかりん酸全量を保証する</p>	<p>含有を許される有害成分の最大量（％）</p> <p>(略)</p>	<p>含有を許される有害成分の最大量（％）</p> <p>(略)</p>
	<p>一 油分は一〇％以下であること。</p> <p>二 牛由来の原料を原料とする場合にあっては、管理措置が行われたものであること。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>